

家族介護用品の支給

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品(紙おむつ)を支給します。

日常生活用具の給付

認知症などにより用具の給付を必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。給付額 購入または設置費用の9割

はり・きゆう・マッサージュ サービス券の交付

健康増進のため、70歳以上の方に対しはり・きゆう・マッサージュサービス券を交付します。 サービス券は、町が委託した治療院、医療機関に限り利用できます。

交付枚数 年間一人3枚  
自己負担 (1枚につき)

・治療院の場合 1,500円  
・医療機関で受診する場合 各医療機関により異なる

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に対し、弁当を届けます。

対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方など

利用料 1食につき310円  
利用回数 月・水・金曜日のうち週3回まで

緊急通報用電話機の貸与

近隣に親族のいない65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯などで、慢性疾患等により日常生活に注意を要する方に対し、緊急時の不安を解消し、日常生活の安全を確保するため、緊急用の電話機を無料で貸し出します。

6月1日(日)は「人権擁護の日」

人権擁護委員は、地域の中で人権侵害が起きないように見守り、もし人権が侵された人がいた場合は、相談相手になり、適切な処理で救済を図ります。また、正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の普及高揚にも務めています。

町には、法務大臣から委嘱を受けた5人の人権擁護委員がおり、人権問題に関する活動をしています。

●特設人権相談  
名誉毀損、プライバシーの侵害、家庭内や隣近所のもめ事、児童・生徒のいじめ、体罰の問題など、気軽に相談してください。  
日時 6月1日(日)10時~15時  
場所 役場分庁舎4階第5会議室  
照会先 健康福祉課 ☎85-7790

高齢者などの生活支援

介護保険制度の対象とならなかった方で、何らかの支援が必要な高齢者などに対し、地域包括支援センターが作成する計画に基づき、介護保険制度に準じたサービスを提供します。

利用料 費用の1割負担(利用料の他、食費・居住費などの諸経費は自己負担)

●ホームヘルプサービス  
実施機関 箱根町社会福祉協議会

●デイサービス  
実施機関 箱根老人ホーム

●短期入所サービス  
実施機関 箱根老人ホーム、陽光の園

養護老人ホームの入所手続き

身寄りがなく、経済的理由や心身の状況により在宅で生活することができない方などの、養護老人ホームへの入所手続きを行います。

成年後見制度利用の支援

判断能力が不十分な身寄りのないひとり暮らしの認知症高齢者などに対し、本人に代わり、契約や財産管理を行うことができる成年後見人などの申し立て手続きを家庭裁判所に行います。

すこやかシルバーサロン

健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりのために、いきいき体操や遠足、小物づくりなどを行います。  
対象 おおむね60歳以上の方

定員 50人  
費用 内容により材料費などの負担があります。

開催回数 年間9回(予定)

にこにこフィットネス

ストレッチや体操などの簡単な運動を生活習慣に取り入れることを目的に、みんなが楽しめるフィットネス教室です。

対象 65歳以上の方  
定員 20人

コース 4月~6月、7月~9月、10月~12月、1月~3月の4コース(各コース全11回を予定)

※会場や時間など、詳細は広報「はこね」にその都度掲載します。

敬老行事の開催

敬老会の開催、敬老祝金の贈呈、長寿夫妻への記念品贈呈などを行います。

5月は赤十字社員 増強運動月間です

赤十字は、人道・博愛・平和を目標に、世界の国々と手を結び、人類の幸せと世界の平和のために、活動を続けている奉仕団体です。この活動の経費はほとんどが、赤十字社員が納める社資で賄われています。この活動の理解とともに、赤十字社員としての加入をお願いします。

障がい者のための福祉



照会先 健康福祉課 ☎85-7790

扶助・助成など

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の方などが、通院や日常生活で利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。

対象

- ・身体障害者手帳1級または2級の方(聴覚障がい、肢体不自由上肢の障がいを除く)
- ・知能指数35以下または療育手帳がA1・A2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・特定疾患医療受給者証または小児特定疾患給付通知の交付を受けている方

福祉タクシー利用

内容 利用券(1枚500円)による運賃の助成  
交付枚数 年間60枚以内(人工透析を受けている方は年間156枚以内)

○自動車燃料費助成

内容 助成券(1枚1,000円)による燃料費の助成  
交付枚数 年間14枚以内(人工透析を受けている方は年間36枚以内)

※両方の券の併給(2分の1ずつ)にも対応しています。

施設通所者の交通費の助成

障がい者の方が、更生または社会復帰を目的に、所定の施設に通う際に支払った交通費を助成します。

身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付申請や障がいの等級変更のため、指定医師による診断書作成に要した診断書料を助成します。

重度心身障がい者住宅設備改良費の補助

重度の障がい者の方のために、玄関、浴室、便所などを改良する場合の経費の一部を補助します。

補助額 世帯の所得状況による

自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障がいのある方が、自動車運転免許を取得する場合の費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳の上肢障がい1級の方、下肢・体幹・内部障がい1級、4級の方

助成額 自動車教習所の技能教習費の3分の2以内(限度額10万円)

自動車改造費の助成

重度身体障がい者の方が、自ら所有し運転する自動車の操作装置などを改造する場合の費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1級または2級の上肢・下肢・体幹に障がいのある方(一定以上の所得がある世帯を除く)

助成額 改造に要した費用(限度額10万円)

児童言語訓練会(こどぼの教室)

聴覚障がい児や発音の気になる子どもとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行います。

開催日 月4回(毎週水曜日)  
場所 さくら館、湯本幼児学園

地域訓練会(なでしこ教室)

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とその子どもを対象に、機能回復と早期療育を目的として、相談や生活訓練を行います。

開催日 月1回  
場所 さくら館



目指せ! 世界一 日本代表選手らが仙石原に集結

4月8日~12日、日本車椅子バスケットボール男子代表の選手らが、7月に韓国の仁川で開催される「2014年男子世界車椅子バスケットボール選手権」に向けた選考・強化合宿を、星槎大学箱根キャンパス(旧仙石原中学校)の体育館で行いました。

世界の頂点を目指して戦う選手の皆さんに、ぜひ声援を送ってください。

よろしくお祈りします。

